



内閣府

令和6年12月26日

～美ら島の未来を拓く～

沖縄総合事務局

沖縄県本島・離島地区のタクシー運賃改定実施による

労働条件の改善状況調査結果について

令和5年8月14日に沖縄県離島地区、同年10月25日に沖縄県本島地区においてタクシーの運賃改定が実施され、運賃改定後のタクシー運転者の労働条件の改善状況について、令和6年10月31日に（一社）沖縄県ハイヤー・タクシー協会が調査結果を取りまとめ、公表しました。

当該結果を踏まえ、当局において、運賃改定後の労働条件が一定の改善状況に達していないと考えられる事業者を対象に調査を行いましたので、その調査結果について別紙のとおりお知らせします。

なお、本調査により、運賃改定の趣旨を逸脱し、運転者の労働条件の改善措置を講じる必要があるとして指導に至る事業者は確認されませんでした。

【問い合わせ先】

沖縄総合事務局運輸部陸上交通課

担当者：具志堅、松浦

TEL：098-866-1836 FAX：098-860-2369

タクシーの運賃改定実施による労働条件の改善状況の調査結果

1. 調査の概要

運賃改定後のタクシー運転者の労働条件の改善が一定の改善状況に達していないと考えられる、「全運転者に係る運転者1人平均時間あたり賃金の支給率」が前年同期と比較して低下した事業者を対象に調査を行いました。

本調査は、運賃改定時に（一社）沖縄県ハイヤー・タクシー協会に対して通達した、労働条件の改善状況を確認するためのものです。

【運賃改定実施にあたっての留意事項】

今回の運賃改定申請については、運転者の労働条件の改善が主要な理由のひとつとしてあげられていることを踏まえ、タクシーサービスの質・安全性を維持するためには運転者の労働条件について一定の水準を確保することが必要であることを勘案し、実績における運送収入に対する運転者人件費の割合を維持した上、健全な経営が成り立つ水準の運賃を設定すること及び利用者サービスを向上させるという考えに基づき査定を行ったところである。さらに、今回の改定について利用者の理解を得るために、利用者サービスの向上はもとより事業の効率化が強く求められていることから、運賃改定実施後においては次の事項について適切に実施すること。

- (1) 運賃改定実施後は、上記の考え方則って適切に運転者の労働条件の改善措置を講じること。
- (2) 運転者の労働条件改善についての考え方を利用者に積極的に表明すること。
- (3) 運賃改定実施後の然るべき時期（概ね6月経過後）において、運転者の労働条件の改善状況について、自主的にその実績を公表すること。その際、賃金水準のみならず、実質的な労働者負担の軽減や手当て類の創設等これに関連して講じた措置についても併せて公表すること。
- (4) 計画的な車両の代替を実施し、利用者サービスを向上させること。
- (5) 事業の効率化を図るため、遊休車両等の減車を積極的に行うこと。
- (6) 運転者の接客マナーを向上させるため、接遇に力点をおいた乗務員教育を実施し、利用者に対する定期的なアンケート調査等によりその効果を確認すること。

2. 調査対象地域

沖縄県本島地区、沖縄県離島地区

3. 調査対象事業者

運賃改定を実施した事業者	：	本島地区 84社、	離島地区 31社
調査対象事業者	：	本島地区 3社、	離島地区 4社

4. 調査結果

○全運転者に係る運転者1人平均時間あたり賃金の支給率の変動状況

	120%以上	110%以上 120%未満	100%以上 110%未満	90%以上 100%未満	90%未満	計
本島地区	10社	42社	25社	3社	0社	80社
離島地区	2社	10社	14社	3社	1社	30社

上記の表のうち、「全運転者に係る運転者1人平均時間あたり賃金の支給率」が前年同期と比較して低下した7社に対してヒアリング等調査を行った結果、賃金支給率が低下した事由は次のとおりでした。

- 病欠・欠勤による一時的な乗務員減少によるもの
- 事業縮小によるもの
- 貸切バス事業との兼務で、貸切バスの需要増加（タクシー運行回数減少）によるもの
- （一社）沖縄県ハイヤー・タクシー協会の調査時の報告に誤りがあったことによるもの

5. 指導

上記調査により、改善を講じる必要があるとして指導に至る事業者は確認されませんでした。

【用語について】

- 全運転者に係る運転者1人平均時間あたり賃金の支給率の変動状況は、次の算式によって算出された率とする。

$$\frac{\text{全運転者に係る運賃改定実施後} \\ \text{6ヶ月間（※）の賃金支給総額}}{\text{全運転者に係る運賃改定実施後} \\ \text{6ヶ月間（※）の総乗務時間数}} \div \frac{\text{全運転者に係る} \\ \text{前年同期の賃金支給総額}}{\text{全運転者に係る} \\ \text{前年同期の総乗務時間数}} \times 100$$

(※) 本島地区：令和5年11月～令和6年4月 または 令和5年12月～令和6年5月
(賃金の締日によって調査対象期間が異なる。)

離島地区：令和5年9月～令和6年2月